

第 4 回 J I（共同実施）監督委員会 報告

地球環境ユニット

主任研究員 広野 正純

第 4 回 JI 監督委員会（Joint Implementation Supervisory Committee：JISC）会合が、ボン（ドイツ）の国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局において 9 月 13 日（水）～15 日（金）に開催された。日本からは、工藤拓毅・（財）日本エネルギー経済研究所地球環境ユニット総括が委員代理として出席した。

今回の会合では、7 月の第 1 回 JI 信任パネル会合で取りまとめられた JI 独立機関（IE）信任手続案や、ベースライン設定及びモニタリングの基準に関するガイダンス、IE が行う決定に対するアプレーザル方法等が採択され（一部に関しては、COP/MOP2 での最終承認が必要）、10 月 26 日（木）より JISC による JI トラック 2 事業の検証手続が開始されることが決定した。但し、JISC への事業設計文書（PDD）提出には当該国政府の承認が必要であり、ロシア等の承認制度未整備国が今後いつまでに制度を整備するかが大きなポイントとなろう。

次回第 5 回会合（JISC 05）は、2006 年 10 月 26 日（木）～27 日（金）にボンの UNFCCC 事務局において開催される予定である。

1. メンバーシップ [アジェンダ 1]

[定足数の確認]

議長の Ms. Stoycheva（ブルガリア）が開会を宣言した後、今会合は Mr. Oderson（バルバドス）及び Ms. Crisostomo（マーシャル諸島）が正当な理由で欠席している以外、全ての委員／委員代理¹が出席しており、規定の定足数²に達していることを確認した。

[宣誓]

各委員／委員代理が、今回の議題と利害関係を有さないことを宣誓した³。

2. アジェンダの採択 [アジェンダ 2]

アジェンダが原案⁴通り承認されると共に、決定に対するアプレーザル [アジェンダ 3(d) i] の中で、アプレーザル／レビューの専門家の選考を非公開で行うことを決定した。

¹ 委員／委員代理一覧は文末の表 1 参照。

² JI ガイドライン第 14 条参照。

³ JI ガイドライン第 10 条(b)参照。

⁴ http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/004/ProAgenda.pdf 参照。

3. 独立機関（Independent Entity: IE）の信任 [アジェンダ 3(a)]

第 1 回 JI 信任パネル会合の結果が報告され、JISC による独立機関（IE）信任手続案等 5 件の文書の採択を求めるもの。

- (1) まず、JI 信任パネルの議長を務める JISC 委員の Mr. Pluzhnikov（ロシア）が、以下の通り報告／説明した。
- ・ 7 月 15 日～16 日に第 1 回 JI 信任パネル会合を開催した。
 - ・ 会合では、以下の Annex 1～7⁵の文書を取りまとめた。Annex 1～2 は JISC への情報提供であるが、Annex 3～7 は JISC の採択を求めるものである。
 - ①Annex 1－JI 信任パネル手続規則
 - ②Annex 2－JI 信任パネルの 2006～2007 年作業計画
 - ③Annex 3－JISC による独立機関（IE）信任手続（案）
 - ④Annex 4－セクトラル・スコープリスト（案）
 - ⑤Annex 5－信任申請書（案）
 - ⑥Annex 6－JI アセスメントチーム権限事項（案）
 - ⑦Annex 7－（信任）独立機関が JI アセスメントチームに支払う課金（案）
- (2) 続いて、上記文書に関して、事務局から以下の通り補足説明が行われた。
- ・ Annex 1－JI 信任パネル手続規則：
CDM の信任手続に基づいて作成したが、CDM 信任パネルでの手続変更の議論を考慮している。また、タイムフレームも明確にしている。
 - ・ Annex 4－セクトラル・スコープリスト（案）：
CDM のセクトラル・スコープを JI に合わせて見直した。CDM の植林・再植林を JI では、土地利用、土地利用変化及び林業（LULUCF）としている。
 - ・ Annex 5－信任申請書（案）：
JI ガイドラインの Appendix A（独立機関認定のための基準および手順）に合わせて CDM の申請書を一部見直した。
 - ・ Annex 6－JI アセスメントチーム権限事項（案）：
JI の専門家権限事項案に基づき、CDM の同種の内容を一部見直した。
 - ・ Annex 7－（信任）独立機関が JI アセスメントチームに支払う課金（案）：
CDM では机上審査（Desk Review）はリーダーにしか課金が支払われないものを JI では審査担当者にも支払うものとした。また、レポート作成に関しては、活動単位に支払うものに改めた。

- (3) Mr. Pluzhnikov は、JI 信任パネル第 1 回会合で問題になった点として、以下の

⁵ 本文中の Annex の番号は、いずれも Proposed Agenda に添付された時点での番号である。（会合レポートに添付された時点での番号とは異なる）

事項を説明した。

- ① 信任手続における CDM の運営組織（DOE）の取り扱い：
 - ・ 決定 10/CMP.1 のパラ 3(a)の「CDM の指定運営組織（DOE）は、JISC が信任手続を承認するまで暫定的に JI の信任独立機関（AIE）として活動出来る。」と、同パラ 3(b)の「JI の信任申請を行った DOE は、申請に対する最終決定が行われるまで暫定的に AIE として活動出来る。」の規定により、JISC が信任手続を承認する時点までに信任申請を行っていない DOE は承認以後 AIE として活動出来なくなる可能性がある。
 - ・ なお、考えられるオプションとしては、(a) DOE が暫定的に AIE として活動出来る期間を延長する、(b)信任手続の発効日を先延ばしする、がある。
- ② DOE の信任手続に関しては、CDM での実績を考慮してファストトラック制度を設けるかどうか。
- ③ 植林・再植林分野の DOE を JI の土地利用、土地利用変化及び林業（LULUCF）分野の AIE として信任して差し支えないか。

(4) 出席者からは以下のコメントや質問が出された。

- ・ DOE が信任申請を行うには、どの程度の期間が必要か。
→（事務局）最低 1 ヶ月、おそらく 2 ヶ月必要かと思う。
- ・ DOE の信任手続に関してファストトラックを設定すると手続が複雑になる。ファストトラックは設けずにコストが削減される方法を考えるべきである。
- ・ ある機関の信任申請に対する審査には、どの程度の期間が必要か。
→（Mr. Pluzhnikov）4～5 ヶ月で可能かと思う。
→（事務局）CDM では方法論が無いことが原因で長期間要する場合があったが、JI では方法論を使う必要が無く、この問題は当てはまらないと思う。また、現地調査や立会調査を結合させて期間を短縮することも可能だと考えている。
- ・ CDM 経験者のアセスメントチームへの参加を奨励して欲しい。CDM の経験が利益となることを募集の際に示して欲しい。
→（事務局）ホームページに募集を掲載する時などに考慮する。
- ・ セクトラル・スコープリスト案（Annex 4）の Appendix A のパラ 4. (d) (iii)の「determine the application of other methodologies」を「determine the applicability and application of other methodologies」に改めるべきである。

(5) 審議の結果、上記 Annex 3～7 が採択されると共に、以下の決定が行われた。（上記（4）の最後の修正コメントも反映された）

- ・ 信任手続に関しては、DOE の信任申請書作成期間に配慮し、今回の JISC 04 で信任手続に「合意」し、11 月 15 日付けで発効することとした。

- ・ DOE に対するファストトラック制度は設けない。但し、費用と時間の節約に配慮し、同じ分野の経験のあるアセスメントチームを選ぶようにする。
- ・ DOE が暫定的に AIE として活動する場合、その活動分野は DOE としてのセクトラル・スコープ内の同じ機能（PDD に対する決定／排出削減に対する決定）に限るが、植林／再植林分野の DOE は JI では土地利用、土地利用変化及び林業（LULUCF）分野の AIE として暫定的に活動出来る。
- ・ アセスメントチームの専門家募集を開始する。

[結論]

JI 信任パネルが取りまとめた JISC による独立機関 (IE) 信任手続案、セクトラル・スコープリスト案他が、ほぼ原案通り採択された。

4. ベースライン設定及びモニタリングの基準に関するガイダンス [アジェンダ 3(b)]

事務局のワーキングペーパーに対して、委員／委員代理の意見及びパブリックコメントを募集済。今回の JISC 会合で最終案の採択を行うもの。

(1) まず事務局より、以下の通り説明が行われた。

- ・ JISC 03 の決定を受け、委員／委員代理から提出されたコメントを一部反映したドラフトに対して 7 月 19 日～8 月 15 日まで事務局のワーキングペーパーに対するパブリックコメントを募集したところ、4 団体（Global Carbon、気候アクションネットワーク・ヨーロッパ、世界銀行、ECON）がコメントを提出した。総合的に「更なる発展のための良い基礎」と評価出来るものであった。
- ・ 委員／委員代理からのコメントと合わせ、具体的には、①CDM 方法論パネルのペーパー「Draft technical guidelines for the development of new baseline and monitoring methodologies」に準拠すべき、②パラ 19 のプロジェクト参加者が選択したベースラインが CDM のベースラインと異なる場合の正当性の説明は不要、③プロジェクトバウンダリー、“Significance”（ワーキングペーパー・パラ 9(a)(iii)）、リーケージ、JI トラック 2 事業に関係する国の要件、ベースライン設定に関する国やセクターの政策、追加性の取り扱いに関する意味の一層の明確化が必要、等のコメントが寄せられた。
- ・ また、ワーキングペーパーを一部見直すべき点としては、①LULUCF 関連事項の追加、②他の JISC ペーパーとの一貫性、③JI プロジェクトの各要素の明確化、が挙げられる。

(2) これを受けて、少人数による非公式協議で改定案がまとまり、再び審議が行われた。

(3) 審議の結果、2012 年以降のベースライン設定等の取り扱いに関しては、COP/MOP に判断を求めることとし、一部文言を見直し、JI の LULUCF プロジェクト用 PDD (案) (Annex 16) 及び同利用者用ガイドライン (案) (Annex 17) を事務局が説明した後に、本ガイダンスも含めて 3 件まとめて採択された。

(4) なお、文言の見直しの要点は以下の通り。

- ・ LULUCF 関連事項を追加した。
- ・ パラ 11—ベースライン設定時のバウンダリーに含める要件の一つを、「概ね、年間平均排出量の 1%以上、または年間平均排出量 2,000t-CO₂ 換算以上のいずれか低い方」と決定。
- ・ 「ベースライン及びモニタリング計画の推定／計算に関する一般的ガイダンス」(Appendix A) と「標準的な変数一覧表」(Appendix B) を作成した。

[結論]

ベースライン設定及びモニタリングの基準に関するガイダンスが採択された。

5. 小規模プロジェクト [アジェンダ 3(c)]

JI 小規模プロジェクト規定案、同 PDD 案、及び同バンドリング用提出書式案の採択を求めるもの。

- (1) 事務局が、JI 小規模プロジェクト規定 (案) (Annex 9)、JI 小規模プロジェクト用 PDD (案) (Annex 10)、及び JI 小規模プロジェクト・バンドリング用提出書式 (案) (Annex 11) に関して、①CDM とは異なり、JI ではバンドリングの制限が無いこと、②COP/MOP 2 において、CDM の小規模プロジェクトの定義が変わる可能性があること等を説明した。
- (2) 続けて出席者からの質問に答えて、事務局から①小規模プロジェクトの対象となるものをいくつバンドリングしても、小規模プロジェクトと考えられること、②プロジェクトがバンドリングされる場合も、AIE のレポートは 1 つにまとめて差し支えないこと (Annex 9、パラ 34) 等の補足説明が行われた後、Annex 9、10、11 は採択された。
- (3) JI 小規模プロジェクト用 PDD の利用者ガイドラインに関しては、事務局でドラフトを作成し、次回の JISC で検討することとした。

- (4) なお、JI 小規模プロジェクト用 PDD 案 (Annex 10) に関しては、正式承認は本年の COP/MOP2 においてであり、それまでは暫定的承認であることが確認された。また、今後の COP/MOP において、CDM の小規模プロジェクトの定義が変わる場合は、COP/MOP が JI 小規模プロジェクトの定義を検討するように要請することとした。また、JI の小規模 LULUCF プロジェクトの扱いに関しても、COP/MOP のガイダンスに従うこととした。

6. 決定に対するアプレーザル [アジェンダ 3(d) i]

決定に対するアプレーザル方法の採択を求めるもの。また、アプレーザル／レビューを行う専門家の選考を行うもの。

- (1) まず事務局が、AIE が行う PDD やプロジェクト実施後の排出削減（吸収増加）に対する決定に対する評価（アプレーザル）方法として、決定に対するアプレーザル方法（案）(Annex12) に基づき、次の 3 つのオプションを説明した。
- ・ オプション 1：具体的なアプレーザル手続は作成しない。
 - ・ オプション 2：JISC 委員（委員代理を含む）2 名が、他の JISC 委員がレビュー要請の有無を検討する際の参考となるアプレーザルを行う。（最長 15 日間）
 - ・ オプション 3：外部の専門家にアプレーザルを依頼する。（最長 15 日間）
- (2) これを受けて、出席者からは以下のコメントが出された。
- ・ まずはオプション 1 を選択し、必要となれば、オプション 2 あるいはオプション 3 のアプレーザル手続を導入したら良い。
 - ・ JISC 委員（委員代理）の作業負担を考えると、オプション 3 で行くべきである。
 - ・ JISC の本来の目的を考えると、JISC 委員（委員代理）がアプレーザルを行うオプション 2 を選択すべきである。
 - ・ CDM の運営状況に鑑みると、オプション 3 が望ましい。
 - ・ プロジェクト数が少ない当面の間は、オプション 1 で差し支えない。
- (3) このように出席者の意見が分かれた結果、議長は投票による決定を提案したが、Mr. Børsting（ノルウェー）が非公開協議を提案し、同氏を中心に非公開協議が行われた。
- (4) 非公開協議の中間報告では、オプション 3 が有力との説明もあったが、最終的にはオプション 2 も加味し、①専門家がインプットを行い、その結果を JISC 委員（委員代理を含む）全員に伝達、②JISC 委員（委員代理を含む）の中の 2 名がアプレーザルを行う方法が採択された。AIE の PDD に対する決定の際は①と②

は各々最長 15 日間で行うこととした。また、アプレーザル用紙の様式に関しては、今後必要に応じて、随時改定出来ることとした。

(5) 事務局より、JISC 03 の決定に従い、アプレーザル／レビューを行う専門家を 7 月 7 日～8 月 18 日に募集したところ 46 名の応募があり（内訳：西欧 18 名、アジア 10 名、中東欧 6 名他）、この中で資格を満たす応募者は 26 名（内訳：西欧 11 名、中東欧 5 名、豪州・ニュージーランド 4 名、アジア 3 名他）であることが説明された。

(6) 非公式協議（非公開）の結果、25 名が専門家として承認された。また、より多くの専門家（特に LULUCF、農業分野）が必要なため、再度公募を行い、その選考を JISC 06 で行うこととした。

7. 決定／検証報告様式 [アジェンダ 3(d) ii]

文書公表手続案及び信任独立機関（AIE）が使用する決定／検証報告用紙案の採択を求めるもの。

(1) 事務局から、JISC 02 で合意された文書公表手続（案）（Annex 13）に関して、パラ 16 で、「JI ガイドラインのパラ 20、28、29 の要件を満たすこと」とあるが、①パラ 20 に関しては、事務局は報告された情報の有無は確認するが、内容のチェックは行わない、②パラ 28 に関しては、事務局はホスト国政府のプロジェクト承認書がプロジェクトの決定報告と共に提出されていれば良いこととする、③パラ 29 に関しては、法的機関が権限を与えられているかが問題となる、との説明が行われた。

(2) 出席者より、JI ガイドラインのパラ 20 の JI プロジェクト承認のための国別ガイドラインが公表されていない国が多いとの指摘があり、議長より、事務局が指定フォーカル・ポイントにレターを出して働きかけることが提案され、了解された。

(3) 審議の結果、上記 Annex 13 及び、JI 決定報告書式（案）（Annex 14）、JI 検証報告書式（案）（Annex 15）は採択された。

8. JI の土地利用、土地利用変化及び林業（LULUCF）プロジェクト用事業設計文書（PDD）及び同利用者用ガイドライン [アジェンダ 3(e) i]

上記 PDD 並びに利用者用ガイドラインの承認を求めるもの。

- (1) まず事務局が、JI の LULUCF プロジェクト用 PDD(案)(Annex 16)と LULUCF プロジェクト PDD 利用者用ガイドライン (案) (Annex 17) に関して以下の通り説明した。
- ・ ①決定 9 及び 16/CMP.1、②IPCC の LULUCF 用 Good Practice Guideline(GPG)、③JI の PDD 及び同利用者用ガイドライン、④CDM の植林・再植林用 PDD 及び同利用者用ガイドラインを考慮して JI の LULUCF プロジェクト用 PDD (案) 及び利用者用ガイドライン (案) を作成した。また、京都議定書第 3 条第 3 項、第 4 項と一貫性を持つものとして考えた。
 - ・ JI の LULUCF プロジェクトとしては、CDM の植林・再植林用 PDD 及び同利用者用ガイドライン程制限的なものとはせずに、森林管理、耕地管理、放牧地、緑化にも適格性があり得るものとした。
 - ・ JI プロジェクト用 PDD 及び同利用者用ガイドラインとの一貫性は保つが、IPCC の GPG を適用し、森林及び LULUCF 活動、炭素プールの定義を加えると共に、プロジェクト、プロジェクトバウンダリー、リーケージに対する検討を加えた。
 - ・ JI プロジェクト用 PDD には無く、LULUCF プロジェクト用 PDD に新規に加えたものとしては、以下のものがある。
 - ① A.4.2. 「現在の環境状況の説明」←決定 16/CMP.1 を考慮して追加
 - ② B.2. 「カーボン・プール」及び B.3. 「その排出が LULUCF プロジェクトの一部となる温室効果ガス源の具体化」←IPCC の GPG を考慮して追加
 - ③ D.1.1. 「サンプリングの設計と階層化」←IPCC の GPG を反映させると共に、CDM 方法論との比較可能性を考慮
 - ・ JI 用 PDD を変更したものとしては、以下のものがある。
 - ① A.4.1.4. 「プロジェクト・バウンダリーの詳細説明」←LULUCF プロジェクトのバウンダリーの地理的性格を強調
 - ② A.4.6. 「吸収源による人為的吸収増加の簡単な説明」←LULUCF の目的を反映
 - ③ D.1. 「モニタリング計画の説明」←京都議定書第 3 条第 3 項、第 4 項を反映させて変更
 - ④ D.1.2. 「排出源による人為的排出と吸収源による人為的吸収のモニタリング」←IPCC の GPG を反映させて修正
 - ⑤ E.1.～E.5. 「プロジェクトの推定吸収量」「プロジェクトの推定排出量」関連←LULUCF プロジェクトの吸収量増加に関する計算手続を反映させて変更
- (2) 出席者の『『Removal Unit』の定義も利用者用ガイドラインに加えるべき』とのコメントを受けて利用者用ガイドラインの修正が行われた後、Annex 16 と

Annex 17 はベースライン設定とモニタリングの基準に関するガイダンス（Annex8）と共に採択された。

- (3) なお、JI 小規模プロジェクト用 PDD 案同様、JI の LULUCF プロジェクト用 PDD（案）（Annex 16）に関しては、正式承認は本年の COP/MOP2 においてであり、それまでは暫定的承認であることが確認された。

9. 課金 (Fees)

プロジェクト関係者からの課金徴収案に関して採択を求めるもの。

- (1) まず事務局より、JISC 活動に関係する管理費用を賄う課金に関する情報（Annex18）の概要が以下の通り説明された。
- ・ CDM の運営に倣い、JISC の基本機能に関する費用は事務局予算で賄うものとし、アプレーザルやレビューに関する費用は課金によって賄うこととする。
 - ・ PDD や排出削減量に関する決定時の課金は、発生する ERU (Emission Reduction Unit) の数量に拠るものとし、CDM 同様 15,000t-CO₂/年までは 0.10US ドル/t、それ以上は 0.20US ドル/t とする。
 - ・ PDD 決定に対する審査時の課金は、プロジェクト期間の年間平均排出削減量に基づき、第 1 回目の排出削減量決定時の課金を先払いするものとする。但し、上限は 350,000US ドルとする。
 - ・ PDD 決定後にプロジェクトが進行しない場合でも、30,000US ドルまでは払い戻しない。
 - ・ 年間平均排出削減量が 15,000t-CO₂ 換算に達しない小規模プロジェクトに関しては、PDD 決定時の課金は徴収しない。
 - ・ 信任に関しては、申請料を 15,000US ドルとする。評価チームの作業に関するコストは、IE が直接評価チームに支払うものとする。
 - ・ 上記の前提に基づき、標準的なシナリオ（2009 年以降も毎年 20 件の PDD に対する決定レポートが提出される）と控えめなシナリオ（2009 年以降は PDD に対する決定レポートの提出が無く、それに伴い ERU 算定に関する決定レポートの提出数も少ない）の双方で、必要な資金と純収入の見通しを算出した。（UNEP データベースにより、1 プロジェクト当たりの年間平均排出削減量を 116,000t-CO₂ 換算と想定）
 - ・ どちらのシナリオでも、CDM と同様の課金を設定することは適当であると考えられるが、2008 年までは大幅な赤字であり、リスクを防ぐためには各国政府からの拠出が必要となる。
 - ・ この見通しは、トラック 2 の JI プロジェクトの数やクレジット発生量次第で変わ

り得るものであり、JISC が定期的にレビューする必要がある。

- (2) この説明を受けて、課金の見直しの頻度が議論された。議長からは 2 年間凍結が提案され、委員の間からは制度の安定を求める意見や、毎年の収支のバランスに配慮するべきとの意見が出された。事務局から「事務局が毎年 JISC に状況を報告し、JISC が見直すか否かの判断を行う。」との考え方が提案され、上記の事務局案と共に合意された。なお、この課金案は COP/MOP2 に提出され、参加国の支持を求めることが確認された。

10. 2006～2007 年の管理計画 [アジェンダ 3(g)]

- (1) 討議の結果、JISC が 2007 年に行う活動項目を以下の通りまとめた。

- ① COP/MOP3 へ向けての活動レポート作成
- ② AIE が PDD に関して行う決定に対するアプレーザル／レビュー
- ③ AIE の ERU 決定に関する手続の検討
- ④ 独立機関の信任
- ⑤ CDM 理事会の活動やその他の発生する諸問題を適宜考慮しつつ、ベースライン設定及びモニタリングに関する報告ガイドライン及び基準の見直し（COP/MOP での検討事項）
- ⑥ JI の小規模 LULUCF プロジェクト条項に関する検討
- ⑦ 信任に関する文書の検討・承認
- ⑧ 関係者（指定フォーカルポイント、AIE 等）とのコミュニケーション促進
- ⑨ その他

- (2) また、2007 年は、①JISC 会合 4 回、②信任パネル会合 4 回、③ワークショップ 2 回を行うことで合意した。但し、ワークショップはリソースが十分にある場合に開催するものとした。現時点では政府からの総額 US200 万ドル以上の拠出金不足が見込まれるため、各国政府に再度拠出を依頼することが確認された。

11. オブザーバーとの Q & A セッション

主な質疑は以下の通り。

Q：課金に関して、あるプロジェクトが PDD を提出したもののその後進捗せず、ERU が発生しない場合、いつまでに JISC に申告しなければならないか。

A：申告期限に関しては、今後 JISC で議論すべき問題である。但し、プロジェクト実施者からの申告が必要である。

Q：AIE は、専門家のアプレーザルに対して意見を言うことが出来るのか。

A：レビューが行われる場合のみ、可能である。

コメント：JI プロジェクトがレビューされるか否かに関わらず、そのプロジェクトの経緯が分かるように、プロジェクトに関する情報を常に WEB 等に保存して欲しい。

Q：事務局が第一約束期間の ERU に関する課金の例を説明したが、どのように計算したのか。

A：推定される年間平均クレジット量に、所定のルールに従って課金をかけたものである。

Q：CDM ではプログラム CDM が考えられているが、JI でも考えられないか。

A：COP/MOP で決定すべきことだと思う。個人的には、GIS の内容かと思う。

コメント：非公式協議の後は、オブザーバーに協議やドキュメントの変更点の概要を説明して欲しい。

A：今回も管理計画の項で説明したが、今後も配慮して行きたい。

12. その他【アジェンダ 4】

- (1) 次回の第 5 回会合は 10 月 26 日（木）午後～27 日（金）にボンで開催し、26 日（木）午前に非公式協議（非公開）を行うこととした。第 5 回会合における議題の暫定案も合意された⁶。
- (2) また、第 6 回会合とワークショップを来年 2 月 12 日（月）の週にボンで開催することとした。

13. 閉会【アジェンダ 5】

今回の会合レポートを採択⁷して、閉会した。

⁶ 議題案は http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/004/Reports/JISC04report_Annex_18.pdf 参照。

⁷ 会合レポートは http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/004/Reports/JISC04report.pdf 参照。

表 1：第 4 回 JI 監督委員会出席者（委員アルファベット順：20 名中 18 名出席）

	委 員	委員代理
附属書 I 国	Mr. Olle Björk ★ スウェーデン	Mr. Franzjosef Schafhausen ★ ドイツ
附属書 I 国	Mr. Georg Børsting ノルウェー	Mr. Darren Goetze カナダ
非附属書 I 国	Mr. Jaime Bravo ★ チリ	Mr. Marcos Castro Rodriguez ★ エクアドル
非附属書 I 国	Mr. Fatou Gaye ガンビア	Mr. Vincent Kasulu Seya Makonga コンゴ
附属書 I 国	Mr. Maurits Blanson Henkemans オランダ	Mr. Hiroki Kudo 日本
非附属書 I 国	Mr. Shailendra Kumar Joshi ★ インド（副議長）	Mr. Maosheng Duan ★ 中国
小島開発途上国	Mr. Derrick Oderson ★ バルバドス（欠席）	Ms. Yumiko Crisostomo ★ マーシャル諸島（欠席）
市場経済へ移行中 の附属書 I 国	Mr. Oleg Pluzhnikov ★ ロシア	Mr. Evgeny Sokolov ★ ロシア
市場経済へ移行中 の附属書 I 国	Ms. Daniela Stoycheva ブルガリア（議長）	Ms. Astrida Celmina ラトビア
市場経済へ移行中 の附属書 I 国	Mr. Vlad Trusca ルーマニア	Mr. Matej Gasperic スロベニア

（注）各委員／委員代理の任期は 3 年（2009 年第 1 回 JISC 会合まで）、但し、★の委員／委員代理の任期は 2 年（2008 年第 1 回 JISC 会合まで）。

以 上

お問い合わせ：report@tky.ieej.or.jp